

議案第 17 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加に対応し、将来にわたって安定した国民健康保険の運営をしていくため、税率等を改正することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.95」を「100分の8.13」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「3万600円」を「3万4,200円」に改める。

第6条第1号中「2万1,600円」を「2万4,000円」に改め、同条第2号中「1万800円」を「1万2,000円」に改め、同条第3号中「1万6,200円」を「1万8,000円」に改める。

第7条中「100分の2.75」を「100分の3.35」に改める。

第9条中「11,700円」を「1万4,100円」に改める。

第10条第1号中「7,800円」を「9,000円」に改め、同条第2号中「3,900円」を「4,500円」に改め、同条第3号中「5,850円」を「6,750円」に改める。

第11条中「100分の1.95」を「100分の2.65」に改める。

第13条中「1万1,100円」を「1万3,500円」に改める。

第14条中「6,000円」を「6,600円」に改める。

第26条第1項第1号ア中「2万1,420円」を「2万3,940円」に改め、同号イ(ア)中「1万5,120円」を「1万6,800円」に改め、同号イ(イ)中「7,560円」を「8,400円」に改め、同号イ(ウ)中「1万1,340円」を「1万2,600円」に改め、同号ウ中「8,190円」を「9,870円」に改め、同号エ(ア)中「5,460円」を「6,300円」に改め、同号エ(イ)中「2,730円」を「3,150円」に改め、同号エ(ウ)中「4,095円」を「4,725円」に改め、同号オ中「7,770円」を「9,450円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,620円」に改め、同項第2号ア中「1万5,300円」を「1万7,100円」に改め、同号イ(ア)中「1万800円」を「1万2,000円」に

改め、同号イ(イ)中「5, 400円」を「6, 000円」に改め、同号イ(ウ)中「8, 100円」を「9, 000円」に改め、同号ウ中「5, 850円」を「7, 050円」に改め、同号エ(ア)中「3, 900円」を「4, 500円」に改め、同号エ(イ)中「1, 950円」を「2, 250円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 925円」を「3, 375円」に改め、同号オ中「5, 550円」を「6, 750円」に改め、同号カ中「3, 000円」を「3, 300円」に改め、同項第3号ア中「6, 120円」を「6, 840円」に改め、同号イ(ア)中「4, 320円」を「4, 800円」に改め、同号イ(イ)中「2, 160円」を「2, 400円」に改め、同号イ(ウ)中「3, 240円」を「3, 600円」に改め、同号ウ中「2, 340円」を「2, 820円」に改め、同号エ(ア)中「1, 560円」を「1, 800円」に改め、同号エ(イ)中「780円」を「900円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 170円」を「1, 350円」に改め、同号オ中「2, 220円」を「2, 700円」に改め、同号カ中「1, 200円」を「1, 320円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 590円」を「5, 130円」に改め、同号イ中「7, 650円」を「8, 550円」に改め、同号ウ中「12, 240円」を「1万3, 680円」に改め、同号エ中「15, 300円」を「1万7, 100円」に改め、同項第2号ア中「1, 755円」を「2, 115円」に改め、同号イ中「2, 925円」を「3, 525円」に改め、同号ウ中「4, 680円」を「5, 640円」に改め、同号エ中「5, 850円」を「7, 050円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.13</u>を乗じて算定する。 2 略 第4条 <u>削除</u> (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万4,200円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 略 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.95</u>を乗じて算定する。 2 略 <u>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</u> 第4条 <u>第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の2を乗じて算定する。</u> (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 略 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次

新	旧
号、第10条及び第26条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第10条及び第26条第1項において同じ。)以外の世帯 1世帯について<u>2万4,000円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>1万2,000円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万8,000円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.35</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万4,100円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>9,000円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>4,500円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>6,750円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.65</u>を乗じて算定す	号、第10条及び第26条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第10条及び第26条第1項において同じ。)以外の世帯 1世帯について<u>2万1,600円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>1万800円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万6,200円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.75</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>7,800円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>3,900円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>5,850円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.95</u>を乗じて算定す

新	旧
る。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万3,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,600円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第26条 略 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>2万3,940円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万6,800円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>8,400円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万2,600円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>9,870円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>6,300円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>3,150円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>4,</u>	る。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万1,100円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第26条 略 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>2万1,420円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万5,120円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>7,560円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万1,340円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>8,190円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>5,460円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2,730円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>4,</u>

新	旧
<u>7 2 5 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>9, 4 5 0 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4, 6 2 0 円</u> (2) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1万7, 1 0 0 円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万2, 0 0 0 円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>6, 0 0 0 円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>9, 0 0 0 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7, 0 5 0 円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4, 5 0 0 円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 2 5 0 円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3, 3 7 5 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6, 7 5 0 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別	<u>0 9 5 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7, 7 7 0 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4, 2 0 0 円</u> (2) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1万5, 3 0 0 円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万8 0 0 円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>5, 4 0 0 円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>8, 1 0 0 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5, 8 5 0 円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>3, 9 0 0 円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>1, 9 5 0 円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>2, 9 2 5 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5, 5 5 0 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別

新	旧
平等割額 1世帯について<u>3, 300円</u> (3) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6, 840円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4, 800円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 400円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3, 600円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2, 820円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1, 800円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>900円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1, 350円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2, 700円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1, 320円</u>	平等割額 1世帯について<u>3, 000円</u> (3) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6, 120円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4, 320円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 160円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3, 240円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2, 340円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1, 560円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>780円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1, 170円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2, 220円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1, 200円</u>
2 略 (1) 略 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 130円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額し	2 略 (1) 略 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 590円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額し

新	旧
た世帯 <u>8, 550円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万3, 680円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万7, 100円</u> (2) 略 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 115円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 525円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 640円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7, 050円</u> 3 略	た世帯 <u>7, 650円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12, 240円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15, 300円</u> (2) 略 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 755円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 925円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 680円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 850円</u> 3 略

改正要旨

1 改正の趣旨

国民健康保険は、平成30年度の制度改革から、財政運営の責任主体である愛知県が県内の市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて決定した国民健康保険事業費納付金を市町村が納付するとともに、愛知県が保険給付に必要な費用の全額を保険給付費等交付金として市町村に交付することで、保険税の負担を公平に支え合う仕組みとなっています。

大口町では、この間、国民健康保険事業費納付金の算定基礎となる医療費水準及び所得水準により当該納付金が高く算定され、愛知県に納付するための財源を保険税収のみで対処することができず、国民健康保険財政調整基金、法定外一般会計繰入金及び前年度繰越金を活用し、できる限り被保険者の負担増を抑えながら、毎年度、保険税率等を改正し、国民健康保険財政を運営しています。

このような厳しい状況にあって、今般、令和7年度の国民健康保険事業費納付金の納付に必要な財源においても不足が生じることから、本町の国民健康保険財政を安定的に運営する必要があるため、国民健康保険制度の趣旨に則りつつ、被保険者を取り巻く状況や被保険者の負担増にも十分留意し、必要な保険税率等の改正を行うものです。

なお、保険税率等のうち、資産割額については、愛知県が国民健康保険税の課税の標準的な算定方式に定めた、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の3方式とするため、大口町国民健康保険運営協議会の承認のもと、平成30年度に後期高齢者支援金等課税額分及び介護納付金課税額分を廃止し、令和3年度から基礎課税額分を段階的に縮減し、令和6年度をもって廃止します。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税率等

ア 基礎課税額に関する改正

	改正後	改正前	条項
--	-----	-----	----

所得割額	8. 1 3 %	6. 9 5 %	第3条第1項【改正あり】
資産割額	－%	2. 0 0 %	第4条【改正あり】
均等割額	3 4, 2 0 0 円	3 0, 6 0 0 円	第5条【改正あり】
平等割額	2 4, 0 0 0 円	2 1, 6 0 0 円	第6条第1号【改正あり】
特定世帯	1 2, 0 0 0 円	1 0, 8 0 0 円	第6条第2号【改正あり】
特定継続世帯	1 8, 0 0 0 円	1 6, 2 0 0 円	第6条第3号【改正あり】

イ 後期高齢者支援金等課税額に関する改正

	改 正 後	改 正 前	条 項
所得割額	3. 3 5 %	2. 7 5 %	第7条【改正あり】
均等割額	1 4, 1 0 0 円	1 1, 7 0 0 円	第9条【改正あり】
平等割額	9, 0 0 0 円	7, 8 0 0 円	第10条第1号【改正あり】
特定世帯	4, 5 0 0 円	3, 9 0 0 円	第10条第2号【改正あり】
特定継続世帯	6, 7 5 0 円	5, 8 5 0 円	第10条第3号【改正あり】

ウ 介護納付金課税額に関する改正

	改 正 後	改 正 前	条 項
所得割額	2. 6 5 %	1. 9 5 %	第11条【改正あり】
均等割額	1 3, 5 0 0 円	1 1, 1 0 0 円	第13条【改正あり】
平等割額	6, 6 0 0 円	6, 0 0 0 円	第14条【改正あり】

エ 国民健康保険税の減額に関する改正

① 7割軽減

	改 正 後	改 正 前	条 項
基礎課税額分均等割額	2 3, 9 4 0 円	2 1, 4 2 0 円	第26条第1項第1号ア【改正あり】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)	1 6, 8 0 0 円	1 5, 1 2 0 円	第26条第1項第1号イ(ア)【改正あり】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯)	8, 4 0 0 円	7, 5 6 0 円	第26条第1項第1号イ(イ)【改正あり】
基礎課税額分平等割額 (特定継続世帯)	1 2, 6 0 0 円	1 1, 3 4 0 円	第26条第1項第1号イ(ウ)【改正あり】
後期高齢者支援金等分均等割額	9, 8 7 0 円	8, 1 9 0 円	第26条第1項第1号ウ【改正あり】

後期高齢者支援金等分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	6, 300円	5, 460円	第26条第1項第1号エ(ア)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定世帯）	3, 150円	2, 730円	第26条第1項第1号エ(イ)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定継続世帯）	4, 725円	4, 095円	第26条第1項第1号エ(ウ)【改正あり】
介護納付金分均等割額	9, 450円	7, 770円	第26条第1項第1号オ【改正あり】
介護納付金分平等割額	4, 620円	4, 200円	第26条第1項第1号カ【改正あり】

② 5割軽減

	改正後	改正前	条 項
基礎課税額分均等割額	17, 100円	15, 300円	第26条第1項第2号ア【改正あり】
基礎課税額分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	12, 000円	10, 800円	第26条第1項第2号イ(ア)【改正あり】
基礎課税額分平等割額（特定世帯）	6, 000円	5, 400円	第26条第1項第2号イ(イ)【改正あり】
基礎課税額分平等割額（特定継続世帯）	9, 000円	8, 100円	第26条第1項第2号イ(ウ)【改正あり】
後期高齢者支援金等分均等割額	7, 050円	5, 850円	第26条第1項第2号ウ【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	4, 500円	3, 900円	第26条第1項第2号エ(ア)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定世帯）	2, 250円	1, 950円	第26条第1項第2号エ(イ)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定継続世帯）	3, 375円	2, 925円	第26条第1項第2号エ(ウ)【改正あり】
介護納付金分均等割額	6, 750円	5, 550円	第26条第1項第2号オ【改正あり】
介護納付金分平等割額	3, 300円	3, 000円	第26条第1項第2号カ【改正あり】

③ 2割軽減

	改正後	改正前	条 項
基礎課税額分均等割額	6, 840円	6, 120円	第26条第1項第3号ア【改正あり】
基礎課税額分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	4, 800円	4, 320円	第26条第1項第3号イ(ア)【改正あり】
基礎課税額分平等割額	2, 400円	2, 160円	第26条第1項第3号イ(イ)【改正あり】

(特定世帯)			正あり】
基礎課税額分平等割額 (特定継続世帯)	3, 6 0 0 円	3, 2 4 0 円	第26条第1項第3号イ(ウ)【改正あり】
後期高齢者支援金等分 均等割額	2, 8 2 0 円	2, 3 4 0 円	第26条第1項第3号ウ【改正あり】
後期高齢者支援金等分平 等割額(特定世帯及び特定 継続世帯以外の世帯)	1, 8 0 0 円	1, 5 6 0 円	第26条第1項第3号エ(ア)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平 等割額(特定世帯)	9 0 0 円	7 8 0 円	第26条第1項第3号エ(イ)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平 等割額(特定継続世帯)	1, 3 5 0 円	1, 1 7 0 円	第26条第1項第3号エ(ウ)【改正あり】
介護納付金分均等割額	2, 7 0 0 円	2, 2 2 0 円	第26条第1項第3号オ【改正あり】
介護納付金分平等割額	1, 3 2 0 円	1, 2 0 0 円	第26条第1項第3号カ【改正あり】

(2) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額の改正

ア 基礎課税額の軽減額

	改 正 後	改 正 前	条 項
7割軽減世帯	5, 1 3 0 円	4, 5 9 0 円	第26条第2項第1号ア【改正あり】
5割軽減世帯	8, 5 5 0 円	7, 6 5 0 円	第26条第2項第1号イ【改正あり】
2割軽減世帯	1 3, 6 8 0 円	1 2, 2 4 0 円	第26条第2項第1号ウ【改正あり】
軽減なし世帯	1 7, 1 0 0 円	1 5, 3 0 0 円	第26条第2項第1号エ【改正あり】

* 算定(7割軽減世帯の未就学児の均等割額の場合)

均等割額	3 4, 2 0 0 円	…①
7割軽減額	2 3, 9 4 0 円	…② (①×0. 7)
7割軽減後の均等割額	1 0, 2 6 0 円	…③ (①－②)
未就学児軽減額	5, 1 3 0 円	…④ (③×0. 5)
未就学児軽減後の均等割額	5, 1 3 0 円	…③－④

イ 後期高齢者支援金等課税額の軽減額

	改 正 後	改 正 前	条 項
7割軽減世帯	2, 1 1 5 円	1, 7 5 5 円	第26条第2項第2号ア【改正あり】
5割軽減世帯	3, 5 2 5 円	2, 9 2 5 円	第26条第2項第2号イ【改正あり】
2割軽減世帯	5, 6 4 0 円	4, 6 8 0 円	第26条第2項第2号ウ【改正あり】
軽減なし世帯	7, 0 5 0 円	5, 8 5 0 円	第26条第2項第2

			号エ【改正あり】
--	--	--	----------

3 施行期日

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。